

3月の休日当番医
〔診療時間：9時～17時〕

※当番医が変更になる場合や、当番日に診療して
いない科もありますので、事前にお問い合わせ
の上受診してください。

当番日	休日当番医
6日㊤	さとうファミリークリニック (内科・小児科・消化器内科ほか) 保原町上保原字中島 8-5 ☎ 574-2811
13日㊤	すずき医院 (内科・胃腸内科・循環器内科ほか) 保原町字西町 175 ☎ 575-2563
20日㊤	ながえクリニック (内科・循環器内科・外科ほか) 保原町字中村町 30-1 ☎ 575-1118
21日㊤	伊達セントラルクリニック (内科・胃腸内科・外科ほか) 保原町字西町 189-1 575-3215
27日㊤	武田小児科 (小児科・内科) 保原町字栄町 51 ☎ 575-2439
福島県こども救急電話相談	
夜間の子どもの急な病気・けがの相談に、 医師や看護師が応じます。 相談時間：毎日 19 時～翌朝 8 時 ☎ 521-3790 (短縮ダイヤル # 8000)	

新型コロナウイルス感染症
の感染が疑われる場合

症状がある場合は登校・出勤を
控え、早めに受診してください。
かかりつけ医や診療検査医療機関
に相談してください。
どこに相談したらいいか分から
ない人は「受診・相談センター」
へご連絡ください。

◆受診・相談センター
☎ 0120-567-747

一人で悩まず、困っていたら、
まずは相談！
気軽に電話してください。

問い合わせ先

高齢者の生活に必要な支援などの相談は、お住まいの地域の地域包括
支援センターや市高齢福祉課にお問い合わせください。

名 称	電話番号	所 在
伊達地域包括支援センター	☎ 551-2144	箱崎字川端 7
梁川地域包括支援センター	☎ 572-4872	梁川町字東土橋 65 - 1
保原地域包括支援センター	☎ 574-4774	保原町字岡代 10 - 1
霊山・月舘地域包括支援センター	☎ 586-1323	霊山町掛田字町田 14 - 5
霊山・月舘地域包括支援センター 出張窓口	☎ 573-3113	月舘町月舘字関ノ下 12 - 1
伊達市役所 高齢福祉課	☎ 575-1125	保原町字舟橋 180



楽しく歩く！いきいきウォーキング

☎ 健幸都市づくり課元気づくり係 ☎ 575-1148

寒さが厳しく、身体を動か
す機会が減っていません
か？仲間と一緒に風景を楽し
みながら、気持ちよく身体を
動かしましょう！



- ☎ 市内在住者 ☎ 無料 ☎ 不要
☎ マスク、タオル、飲み物、雨具(雨天時)
☎ 発熱・咳・のどの痛みなどがあった場合、参加
をお控えください。
天候や新型コロナウイルスの感染状況により
中止する場合があります。

開催日時		集合場所
3月 3日㊤	9 時 30 分～	梁川体育館 駐車場
3月16日㊤	10 時 30 分	霊山総合福祉センター 北側駐車場

健幸
ポイント
対象事業

地域が家族になる

～高齢者が住み慣れた地域で
自分らしい暮らしを続けることができるまち～

地域が一体となって、高齢者の生活を支える「地域が家族になる」ような体制を構築・推進することを目指します。

☎ 高齢福祉課地域包括ケア推進係 ☎ 575-1125

目指す地域包括ケアシステム

自 助

自分のこと
は自分で

互 助

お互いに
助け合う

共 助

社会保障
制度

公 助

行政が
提供する

地域が一体となって、高齢者の生
活を支える「地域が家族になる」
ような体制の構築・推進

基本理念

「高齢者が住み慣れた地域で
自分らしい暮らしを続けるこ
とができるまち」は、伊達市
地域包括ケア推進計画の基
本理念としています。
自分らしい暮らしを続ける
ためには、住まい・医療・介
護・予防・生活支援が一体
的に提供される仕組みや体制
のある地域包括ケアシステ
ムの構築が重要です。

基本理念の実現を目指すための施策

- 1 生活を支える地域づくり
- 2 健康寿命の延伸と介護予防の推進
- 3 生きがいづくりと社会参加の促進
- 4 介護保険サービスの充実
- 5 災害や感染症対策に係る体制整備



伊達市地域包括ケア推進計
画の内容は、市ホー
ムページをチェック



例えば、1の施
策ってどんなこ
とするの？

①地域で支え合う体制の充実

一人暮らし高齢者や高齢者のみ
世帯、認知症高齢者など、さ
まざまなニーズに対応するため、地
域全体で高齢者を支える体制づくり
や事業を推進。安心して生活するた
めの見守りや安否確認など、緊急通
報装置貸与事業や高齢者配食サービ
ス事業などを行う。

④高齢者の住まいの安定的
な確保

高齢者の住まいの安定的な確保
として、それぞれの生活ニー
ズにあった有料老人ホームやサービ
ス付き高齢者向け住宅などの確保
と、環境上および経済上の理由によ
り在宅での生活が困難な人を対象に
必要に応じて養護老人ホームへの適
切な入所措置に努める。

②地域包括支援センターの
充実

高齢者の身近な相談窓口とし
て、地域包括支援センターを
生活圏域ごとに市内 4 カ所設置。高
齢者の心身の状況や家庭環境の実態
把握、介護保険制度に関する相談支
援や高齢者の権利を守る権利擁護業
務、自立支援に向けたケアマネジメ
ントなどの業務を担っている。

⑤家族介護支援の推進

在宅介護者などの身体的・経済的・
心理的な負担を軽減するため必
要な支援を行う。要介護者を支える
家族の経済的な負担軽減のため、家
族介護用品給付事業や、寝たきり高
齢者などの衛生的な在宅生活を支援
する訪問理美容助成事業など、必要
な時に支援が活用できるよう努める。

③在宅医療・介護の連携の
推進

高齢者を支える支援者の視点か
ら、各関係機関でつなぎ目の
ない支援ができる体制整備に努め
ている。医療機関と介護保険サービ
ス事業者など、医療・福祉・介護関
係機関の連携体制を強化し、地域
全体で高齢者を支えていく体制を
推進する。

⑥権利擁護と虐待防止の推
進充実

地域の見守り活動や関係団体な
どと連携し、高齢者虐待の防
止を図る。また、高齢者虐待の早期
発見に努め、適切な支援につなげる
よう、関係機関や民間団体と連携を
図り、各種制度の活用やサービスの
調整などの支援を実施する。